

乙第1号議案から
乙第15号議案まで

令和7年第4回沖縄県議会(定例会)議案 (そ の 2)

令和7年6月17日提出

沖 縄 県

目 次

議 案 番 号	議 案 名	ページ
乙 第 1 号 議 案	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例	1
乙 第 2 号 議 案	沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	3
乙 第 3 号 議 案	沖縄県税条例の一部を改正する条例	5
乙 第 4 号 議 案	沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	8
乙 第 5 号 議 案	沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	10
乙 第 6 号 議 案	沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	11
乙 第 7 号 議 案	財産の取得について	12
乙 第 8 号 議 案	土地の処分について	13
乙 第 9 号 議 案	車両損傷事故に関する和解等について	14
乙 第 10 号 議 案	歩行者負傷事故に関する和解等について	16
乙 第 11 号 議 案	損害賠償の額の決定について	18
乙 第 12 号 議 案	都市公園を設置すべき区域の決定について	19
乙 第 13 号 議 案	沖縄県収用委員会委員の任命について	20
乙 第 14 号 議 案	沖縄県公安委員会委員の任命について	21
乙 第 15 号 議 案	沖縄県公害審査会委員の任命について	22

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第17条の5を第17条の6とする。

第17条の4第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の5とする。

第17条の3の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の4 任命権者は、沖縄県職員の育児休業等に関する条例第30条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 沖縄県職員の育児休業等に関する条例第30条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に

起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の第17条の4第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

令和7年6月17日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

国及び他の都道府県の状況を考慮し、妊娠、出産等についての申出をした職員に対して任命権者が講ずべき措置を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第26条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削る。

第27条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第27条第2項中「非常勤職員」の次に「（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。次項において同じ。）」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第27条の2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第27条の3 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（法第19条第2項第2号の条例で定める時間）

第27条の4 法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第27条の5 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第28条中「部分休業」を「法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第29条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第29条 法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認を請求する場合の改正後の条例第27条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

令和7年6月17日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、部分休業制度が拡充されたことに伴い、部分休業の承認に係る規定を整備する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第18条第5項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第21条中「扶養控除額」の次に「、特定親族特別控除額」を加える。

第28条第1項ただし書中「若しくは法第34条第4項」を「、法第34条第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（法第34条第1項第12号に規定する特定親族（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第85条第3項第2号中「第39条の9の2第4項から第8項まで」を「第39条の9の2第4項から第7項まで」に改める。

附則第14条及び第15条を次のように改める。

（加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例）

第14条 令和8年4月1日以後に第83条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ（法第74条第2項第1号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第84条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）に係る第85条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（法第74条第2項第1号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第4条の2で定めるところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第4条の3で定めるものに係る部分の重量を除く。以下この項及び第3項において同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラ

ム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項第2号に掲げる加熱式たばこ（第84条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、同項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の施行令附則第10条で定めるものについては、同項第2号ただし書の規定は、適用しない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定により重量を本数に換算する場合の計算その他前2項の規定の適用は、施行令附則第9条の4に規定する方法により行う。

第15条 削除

附則第17条の7第4項中「第4条の11第14項」を「第4条の11第11項」に、「第4条の11第15項」を「第4条の11第12項」に、「第4条の11第13項」を「第4条の11第10項」に改め、同条第5項中「第4条の11第19項」を「第4条の11第13項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第85条第3項の改正規定並びに附則第17条の7第4項及び第5項の改正規定 公布の日

(2) 第21条の改正規定及び第28条第1項の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 令和8年1月1日

(3) 第18条第5項の改正規定、附則第14条及び第15条の改正規定並びに附則第4項及び第5項の規定 令和8年4月1日

（県民税に関する経過措置）

2 改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）第21条及び第28条第1項の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 令和8年度分の個人の県民税に係る申告書の提出に係る新条例第28条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（法第34条第1項第12号に規定する特定親族（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

（県たばこ税に関する経過措置）

4 次項に定めるものを除き、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第14条第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

5 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、沖縄県税条例第83条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第85条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第14条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 沖縄県税条例第85条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第14条第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 新条例附則第14条の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

令和7年6月17日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

地方税法の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税における所得控除として特定親族特別控除を加えるほか、加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第4号議案

沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成7年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（沖縄県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号」を「第143条第1項第5号」に改める。

第10条第1号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第2号中「38万6,500円と5円18銭」を「419,000円と5円62銭」に改める。

第14条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第4項の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第10条及び第14条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第2条第4項の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された沖縄県知事の選挙については、なお従前の例による。

令和7年6月17日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公職選挙法施行令の一部が改正されたことを踏まえ、沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動に係る費用の公費負担の限度額を引き上げる等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県民生委員の定数を定める条例（平成26年沖縄県条例第67号）の一部を次のように改正する。

本則の表名護市の項中「109人」を「111人」に改め、同表大宜味村の項中「19人」を「20人」に改め、同表恩納村の項中「20人」を「18人」に改め、同表宜野座村の項中「12人」を「13人」に改め、同表北谷町の項中「48人」を「50人」に改め、同表北中城村の項中「32人」を「38人」に改め、同表竹富町の項中「18人」を「19人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

令和7年6月17日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

市町村長から聴取した意見を踏まえ、市町村の実情に応じた民生委員の定数とする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例（昭和47年沖縄県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の表、第3条第1項の表、第5条第1項、第20条第1項及び第23条の表中「新石垣空港」を「石垣空港」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和7年6月17日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

新石垣空港が供用開始され、相当の期間が経過したことから、名称を石垣空港に改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第7号議案

財産の取得について

沖縄県庁舎ほか7か所に配車するプラグインハイブリッド自動車（四輪駆動車）を、次のとおり取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 品 名 プラグインハイブリッド自動車（四輪駆動車）
- 2 数 量 19台
- 3 契 約 金 額 99,364,708円
- 4 契約の相手方 浦添市仲西三丁目12番1号
琉球三菱自動車販売株式会社 代表取締役 山本浩章

令和7年6月17日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

沖縄県庁舎ほか7か所に配車するプラグインハイブリッド自動車（四輪駆動車）の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第8号議案

土地の処分について

県有地を次のとおり処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 物件の所在地 名護市大北一丁目4124番2ほか56筆
- 2 処 分 面 積 105,584.74平方メートル
- 3 処分予定価格 956,251,300円
- 4 契約の相手方 名護市大南一丁目13番11号
沖縄県北部医療組合副管理者 池田竹州

令和7年6月17日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

当該土地を処分するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 県道浦添西原線上のくぼみによる車両損傷事故
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
[REDACTED] [REDACTED]
- 3 事故発生年月日 令和6年5月26日
- 4 事故発生場所 浦添市前田一丁目9番7号先県道浦添西原線上
- 5 損害賠償額 9,274円
- 6 和解内容 別紙のとおり

令和7年6月17日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県

乙 [REDACTED]

上記当事者間において、県道浦添西原線上のくぼみによる車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額9,274円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき前項の損害賠償金が賠償責任保険により既に乙に対し支払われたことを認める。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

歩行者負傷事故に関する和解等について

歩行者負傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 国道449号の道路改良事業の事業区間における歩行者負傷事故
2 当 事 者 損害賠償請求者

損害賠償請求権代位取得者

うるま市石川石崎一丁目1番

沖縄県後期高齢者医療広域連合

損害賠償支払者

那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県

- | | | |
|---|---------|----------------------|
| 3 | 事故発生年月日 | 令和5年5月26日 |
| 4 | 事故発生場所 | 本部町字大浜880番地4先国道449号上 |
| 5 | 損害賠償額 | 1,462,652円 |
| 6 | 和解内容 | 別紙のとおり |

令和7年6月17日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

歩行者負傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

甲

乙 うるま市石川石崎一丁目1番 沖縄県後期高齢者医療広域連合

丙 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

上記当事者間において、国道449号の道路改良事業の事業区間における歩行者負傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 丙は、本件事故に係る道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、総額1,462,652円の支払義務があることを認める。
- 2 甲及び丙は、本件事故に関して乙が医療機関に対し2,772,842円を支払ったことを認める。
- 3 丙は、第1項の損害賠償金のうち、甲に対し76,231円、乙に対し1,386,421円の支払義務があることを認める。
- 4 甲は、丙が支払うべき前項の損害賠償金が賠償責任保険により既に甲に対し支払われたことを認める。
- 5 乙は、丙が支払うべき第3項の損害賠償金が賠償責任保険により既に乙に対し支払われたことを認める。
- 6 甲、乙及び丙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

損害賠償の額の決定について

流域下水道の事故に関する損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項並びに地方公営企業法（昭和27年法律292号）第40条第2項及び沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例（令和2年沖縄県条例第4号）第7条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 流域下水道事業により設置した下水道管が閉塞したことにより、公共下水道から汚水を^{いっ}溢水させた事故
- 2 当 事 者 損害賠償請求者
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
損害賠償支払者
那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県
- 3 事故発生年月日 令和2年9月3日
- 4 事故発生場所 那覇市曙2丁目10番1号先臨港道路港湾2号線下
- 5 損害賠償額 2,304,120円

令和7年6月17日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

流域下水道事業の業務に関し法律上県の義務に属する損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条1項並びに地方公営企業法第40条第2項及び沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例第7条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

都市公園を設置すべき区域の決定について

都市公園を設置すべき区域を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項及び都市公園法（昭和31年法律第79号）第33条第5項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 区域 那覇市首里大中町1丁目1番、1番2及び1番3のそれぞれの一部
- 2 面積 10,700平方メートル

令和7年6月17日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

都市公園を設置すべき区域を定めるためには、都市公園法第33条第5項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第13号議案

沖縄県収用委員会委員の任命について

下記の者を沖縄県収用委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 高 橋 大 地
生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]
氏 名 西 端 裕 子
生年月日 [REDACTED]

令和7年6月17日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

収用委員会委員2人が令和7年7月24日に任期満了するので、その後任を任命するため、土地収用法第52条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

沖縄県公安委員会委員の任命について

下記の者を沖縄県公安委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 當 間 秀 史

生年月日 [REDACTED]

令和7年6月17日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公安委員会委員1人が令和7年7月24日に任期満了するので、その後任を任命するため、警察法第39条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

沖縄県公害審査会委員の任命について

下記の者を沖縄県公害審査会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 天 久 和 正
生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]
氏 名 神 谷 大 介
生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]
氏 名 鈴 鹿 俊 雅
生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]
氏 名 藤 田 陽 子
生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]
氏 名 山 岡 明 奈
生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]
氏 名 小 林 郁 子
生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 坂 本 恵 子

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 松 本 啓 太

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 稲 富 仁

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 知 念 大 輔

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 島 袋 富美子

生年月日 [REDACTED]

令和 7 年 6 月 17 日 提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公害審査会委員11人が令和 7 年 8 月 8 日に任期満了するので、その後任を任命するため、公害紛争処理法第16条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

